## 会 議 録

云 时 / h . 二	
会 議 録	令和3年度(第4回) 山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会
開催日時	令和4年3月24日(木)13:30~14:30
開催場所	Web 会議及び山陽小野田市役所 3 階小会議室
出席者	山口県弁護士会 岡田卓司 山口県行政書士会 松岡 巧山口県社会福祉士会 豊嶋則子 山陽小野田市社会福祉協議会 森重陽子 山陽小野田市民生児童委員協議会 森川繁夫 出場が野田市民生児童委員協議会 森川繁夫 とらいぽっど 井上恵子 は陽小野田市手をつなぐ育成会 長岡忠男 相談支援事業所 廣石義和 障 害 福 祉 課 吉村匡史社 会 福 祉 課 岩佐清彦 高 齢 福 祉 課 岩佐清彦 高 齢 福 祉 課 麻野秀明 山口家庭裁判所 平林功充山口家庭裁判所 渡辺 啓
欠 席 者	山口県司法書士会 森田祐三 山陽小野田医師会 白澤宏幸 山口県宇部健康福祉センター 佐伯淑子 出席者数 17人 欠席者数 3人
事務担当課 及 び 職 員	福祉部次長尾山貴子高齢福祉課主幹大井康司高齢福祉課 荒川智美高齢福祉課 岩村庸平高齢福祉課 福田真子
会 議 次 第	<ol> <li>福祉部長あいさつ</li> <li>議事(審議事項)         <ul> <li>(1)パブリックコメントの実施結果について</li> <li>(2)第1期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画について</li> </ul> </li> <li>今後のスケジュールについて</li> <li>4 その他</li> </ol>
会議結果	1について 福祉部次長が挨拶を行った。

2 議事について

事務局が(1)パブリックコメントの実施結果について説明を 行った。

- 2 議事についての意見及び質疑応答の内容は、以下のとおり。 委員長 パブリックコメントについて、意見は 0 件との結果だっ たが、市民へ対しどのように周知したか。
- 事務局:市広報、市ホームページ、本庁及び各支所へ計画の素案 を設置し、閲覧できるようにしていた。
- 委員長:計画には当事者の方の声を反映させることが大切と思う。そこで、本計画策定委員会へ、当事者の方へ委員として入っていただくとのことで、今年度から入っていただいた。パブリックコメントの実施については、当事者の方にも届いただろうか。
- 委員:まさに、今自分の身内のことで成年後見制度が必要になり、利用するようになった。今後も、私たち自身が、より身近な人へ成年後見制度の周知をしていくことが大切と思う。
- 委員:パブリックコメントについては、広報などで、実施をしっていた。ただ、成年後見制度に対する詳しい内容はわからないので、これから学んでいきたいし、所属団体へも周知していきたい。

以上。

事務局が、(2)第1期山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画について、説明を行った。

- 委員長:前回の会議での意見及びパブリックコメントを経て計画 が完成した。今後この計画をもとに、事業が確実に実施されて いくことと思う。各委員へ一言ずつ意見をいただきたい。
- 委員:後見人として、実務を行っている。成年後見制度の利用 促進のためには、成年後見制度を利用されている方や利用が必要な方の意見、声が大切と思うので、今後より、当事者の方の 声が聞ける場があれば良いと思う。

- 委員:市民が気軽に相談できるような成年後見センターになるよう、相談体制を築いてほしい。
- 委員:自身は、地域福祉権利擁護事業と法人後見の担当である。 今後、市とより密に関わり、相談、協力していきながら取組を 進めていきたい。
- 委員:ケアマネジャーとして、対象者と関わる中で、まず成年 後見制度の普及啓発が大切と感じている。今後は、成年後見セ ンターと連携して、対象者やケアマネジャー等に対し、まずは 普及啓発を行っていきたい。
- 委員:今後は、成年後見センターで基本的な実務を行っていく と思うが、本計画の38ページの協議会がチームへの助言や支 援、地域課題の検討と記載されていることから、成年後見セン ターから協議会へ話が挙がってくるようになるのか。
- 事務局:委員がおっしゃるとおり、基本的な実務は成年後見センターが担うが、そこで出てきた課題等については、令和4年度に設置する、協議会にて協議していきたいと考えている。
- 委員長:令和4年度以降は、成年後見センターと協議会が連携していく。そのため、協議会から、成年後見センターや市に対して、意見・助言として要望なども出していけるのではないかと思う。
- 委員:自身が、まさに現在成年後見制度の当事者である。親族が認知症で成年後見制度を利用することとなったが、初めてのことで、何もわからなかった。結果的に、司法書士の方へ手続きと後見人をお願いすることとなった。自分の経験、そして、本計画の委員も行ってきたので、今後も、自分の身の回りや所属団体などへ、成年後見制度の普及啓発を行っていきたい。突然、誰もが「当事者」になる。まずは、知らない方へ知っていただくことが大切ではないだろうか。今後は、成年後見制度の利用などで困った時は、成年後見センターへ相談したらよいということか。

事務局:成年後見センターが相談窓口となる。

委員:成年後見制度のことで困った方がいれば、成年後見センターへ繋げていきたい。

委員長:誰もが当事者になり得る。40~50代でも健康な方でも急に当事者となることもある。だからこそ、成年後見制度について、知ること、今できる備えを考えるきっかけがあればよいと思う。市民への周知の参考になるのではないか。

委員:相談先として、どういうときに成年後見センターへ相談なのか、それとも障害福祉課へ相談なのか、そこの相談方法の道筋を今後示していただきたい。また、昨年、障害分野の会議の際に、成年後見制度についての説明を受けため、今年度は、成年後見センターについてより具体的に説明していただきたい。

委員長:自身は、他市の成年後見センターのセンター長であるが そこは、地域福祉課として、一本化して高齢も障害も成年後見 制度に関する相談を受けている。本計画33ページに、本市の 相談体制のイメージ図が記載されているが、イメージ図も、実 践をとおしてまた変化していくのではないかと思う。

委員: 当事者の方への啓発活動が大切と思う。

委員長:事務局は今後どのように周知していくのか。

事務局:チラシ、広報などを作成し、周知していく。

委員:成年後見センター、協議会ができるということで、非常に期待している。自身の団体へまず、このことを周知していきたい。また、成年後見制度だけでなく、遺言なども活用していくのはどうだろうか。当事者にあった、様々な制度を活用していけるような体制づくりが必要。

委員長:自身がセンター長を務めている、成年後見センターでは、 相談の集計を詳細に行っている。本市でも、成年後見センターの 実績をしっかり数値化していくことも今後必要と思う。また、周 知の方法として、センター長の自身が地域に出向き(5ブロック) 広報、周知を行っているので、本市でも、地域へ出向いて市民向 け勉強会などを開催していくことが大切と思う。 以上。

- 3 今後のスケジュールについて事務局が説明を行った。
- 4 その他 特に意見無し。
- 事務局:全ての日程を終了する。最後に、第1期成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたり、委員長、副委員長、各委員の皆様、そしてオブザーバーの家庭裁判所の皆様、本策定委員会をはじめ、様々な場面で御尽力いただきましたこと、感謝申し上げる。

~ 閉会 ~